

## ADL維持等加算 よくあるご質問

〈平成31年1月30日横浜市作成〉

1	ADL維持等加算はどんな趣旨の加算か。	自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価するものです。
2	ADL維持等加算はなにをすれば加算が算定できるのか。	Barthel Indexを使用し、ADL値を測定し、報告します。測定した結果が、ADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定できます。 算定要件等の詳細は、次のURLを参照してください。 厚生労働省発出「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」等を掲載しています。  トップページ > 健康福祉局 > 高齢者福祉の案内 > 事業者の方へ > 各種申請関係 > 地域密着型サービス関連 > 加算に関する届出 > ADL維持等加算(加算に関する届出) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/shinsei/shitei/kasan/adl.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/shinsei/shitei/kasan/adl.html</a>
3	測定の開始月と終了月を事業所で任意に設定していいか。	任意での設定はできません。
4	ADL値を報告するには、どうすればいいのか。	サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで行います。
5	毎年、ADL維持等加算(申出)の届出は必要か。	届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にあつては、「ADL維持等加算(申出)の有無」の届出は不要です。届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にあつては、「ADL維持等加算(申出)の有無」を「なし」として届出ることが必要となります。
6	ADL維持等加算(申出)の届出をした後に提出するものはないか。	加算を算定する年度(例えば2019年度)の初日(2019年4月1日)の属する年(2019年)の2月15日までに「(別紙19)ADL維持等加算に係る届出書」の提出は必要です。
7	平成32年度からADL維持等加算を算定する場合、申出はいつまでに行う必要があるか。	申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、2019年6月15日までに申出を行い、7月から測定等の必要があります。
8	ADLを評価し、その評価に基づく値を測定するのは事業所の誰でもいいのか。	機能訓練指導員に限ります。
9	機能訓練指導員が行う「Barthel Index」を雛形以外の形で行う場合、内容をどの程度加味していれば他のツールで良いのか。外せない項目はあるのか。	Barthel Indexは様式を変更せずにお使いください。
10	ADL値を測定していたが、報告が漏れていた。報告のやり直しは可能なのか。	31年度加算算定には、平成31年2月15日までに別紙19「ADL維持等加算に係る届出書」の提出が必要です。この届出を本市へ提出するまでには、介護給付費明細書の摘要欄へ測定した結果を記載し、厚生労働省に当該測定結果を提出している必要があります。
11	この加算の要件にある『利用者』は事業所に通っている利用者全員なのか。	この加算の算定要件(厚生労働大臣が定める基準)の『利用者』とは、事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間(=評価対象利用期間)において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限ります。ADL値を測定していない人も含まれます。
12	利用者には、要支援の人も含むか。	含みません。
13	連続して6月以上利用とは、月何回以上の利用か。	毎月1度以上利用していることを指します。

14	「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。	評価対象利用期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要があります。 (例)3月から12月が評価対象期間の事業所 1月から6月まで利用していた方 →評価対象利用期間は3月から6月になり、6月を超えないので当該加算の「利用者」には当たりません。
15	6月より多く連続して利用している場合、当該連続しているすべての月を評価対象利用期間とするのか。	連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い6月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2月から11月まで連続利用がある場合は、2月から11月までではなく、2月から7月までを評価対象利用期間とします。
16	評価対象利用期間の初月とは、複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とするとあるがどうということか。	例えば、1月から12月が評価対象期間である事業所においては、1月に利用している方は1月と6月目(6月)に測定する必要があります。12月まで利用した場合は、11月に2回目の6月目が訪れますが、評価の対象になるのは1月と6月の測定結果についてです。
17	ADL(BI)利得とは何か。	評価対象利用開始月(例えば1月)と当該月から起算して6月目(例えば6月)に測定したADL値の差です。  (例)1月が80、6月が75→ADL利得は、 $75-80=-5$ (悪化) 1月が75、6月が80→ADL利得は、 $80-75=5$ (改善)